

「団体経由産業保健活動推進助成金」に関する Q&A

- 1 助成対象となる団体等の要件について
- 2 助成対象となる事業内容等について
- 3 申請手続き関係について
- 4 事業計画変更の承認等について
- 5 その他

1 助成対象となる団体等の要件について

Q1-01 本助成金の助成対象となる団体として、公益財団法人も対象になりますか。

A1-01 手引き P4 のア（ア）の f でお示ししているとおり、公益財団法人、公益社団法人も本助成金の助成対象となる団体に該当します。

Q1-02 手引き P5 のア（ア）事業主団体又はその連合団体のうち、a から e に該当する事業主団体については、「当〇〇（団体名）は、中小企業事業主の占める割合が、構成事業主全体の 2 分の 1 を超える団体であることをここに証明する」等の記載と署名のある書面を提出することにより、条件を満たすこととする取り扱いとなっておりますが、この書面の様式はありますか。

A1-02 様式は定めておりませんので、任意の様式により、「当〇〇（団体名）は、中小企業事業主の占める割合が、構成事業主全体の 2 分の 1 を超える団体であることをここに証明する。」等の記載と署名のある書面をご提出ください。

Q1-03 対象事業主の要件である「中小企業事業主の占める割合が、構成事業主（共同事業主については、代表事業主を除く事業主）全体の 2 分の 1 を超えていること。」について、労働者を雇用していない個人事業主は、中小企業事業主に含まれるのでしょうか。また、分母の会員数から除外して計算して差し支えないのでしょうか。

A1-03 事業主団体等の構成事業主は労働者を雇用する事業主としていることから、個人事業主は構成事業主に含めず、分母にも含めないこととしています。

Q1-04 構成事業主が複数の業種を営んでいる場合、支給要件確認書の業種分類はどのように判断すればよいのでしょうか。

A1-04 業種の分類は日本標準産業分類の中分類から、主たる事業の業種を記載してください。主たる事業の考え方は、労働者数、売上高などについて事業全体に

占める割合を考慮して、総合的に判断してください。

Q1-05 親会社から出資を受けている子会社について、「資本金の規模」の要件の判断はどうなるでしょうか。

A1-05 親会社と子会社が別事業者であれば、親会社の出資等は考慮せず、子会社の資本金のみで判断します。

Q1-06 様式第1号「支給要件確認書」の中で「過去1年間に、労働関係法令違反がある。」とありますが、労働関係法令違反とはどのようなことを指すのですか。

A1-06 労働関係法令違反により送検されていること、又は行政機関から企業名の公表や認定の取り消しをされていることを指します。

なお、就業規則の作成届出、36 協定届出、健康診断の実施などの労働関係法令違反については、是正・改善されてから申請していただくことが望ましいです。

Q1-07 既存の会員名簿で中小企業事業主の割合を確認するにあたり、会員名簿に労働者数の記載はあるものの資本金等の記載がない場合、各企業の資本金等の額が確認できる資料を提出する必要はありますか。

A1-07 労働者数より中小企業事業主であるか否か判定し、中小企業事業主の占める割合が構成事業主の2分の1を超える場合には、手引きP5のイ(イ)の「中小企業事業主の占める割合が、構成事業主全体の2分の1を超えていること」という要件を満たすこととして差し支えありません。

2 助成対象となる事業内容等について

Q2-01 当団体は、隔月ペースで広報誌を発行しています。

本事業に係る産業保健サービスの提供に関して、当該広報誌に掲載することを検討していますが、広報に係る経費も助成対象になりますか。

A2-01 本助成金は医師、保健師等への謝金やセミナー等を開催する際の会場借料等、産業保健サービスを提供するのに必要な経費に限定されますので、団体内における周知広報に係る費用については、助成対象外です。

Q2-02 本事業により提供される医師等による健康診断結果の意見聴取や、職場環境改善支援等を行うための専門家派遣の対象は、あくまで申請団体等の構成事

業主に限定されるという理解でよいでしょうか。

A 2 - 0 2 本助成金は申請団体等が傘下の構成事業主等に対し行う産業保健サービスを実施するために必要な経費について助成するものですので、サービスの提供先は構成事業主に限定されます。仮に、構成事業主以外の事業主に対し産業保健サービスを提供した場合、それに要した費用は助成対象外となりますので、ご注意ください。

Q 2 - 0 3 共同事業主の代表事業主又は構成事業主が産業保健サービスを提供する業務を行う事業者である場合、当該構成事業主等に本助成金に係る業務を受発注することは認められるでしょうか。

A 2 - 0 3 共同事業主を構成する事業主への発注は、事業主自らの取組であるため、支給対象にはなりません。

Q 2 - 0 4 本助成金の助成対象となる産業保健サービスとして「産業保健スタッフ等による労働者等に対する健康教育研修、事業者及び管理者に対する周知啓発」がありますが、構成事業主の労働者に対して実施する録画動画による研修や、健康教育として教材の配賦を行うことは対象となりますか。

A 2 - 0 4 手引き P7のとおり、研修等はオンラインによる実施も可能ですが、録画動画の配信等によるオンデマンド研修は対象となりません。研修の一部に録画動画を使用することは構いませんが、視聴後に受講者からの質疑応答に応える等、双方向型で行う必要があります。また、健康教育に資する教材等を作成する費用は助成対象となりますが、当該資料を労働者等に配賦するだけでは健康教育を実施したことにはなりません。

3 申請手続き関係について

Q 3 - 0 1 本助成金の申請書類の提出先を教えてください。

A 3 - 0 1 独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」といいます。） 勤労者医療・産業保健部 産業保健業務指導課に提出してください。なお、都道府県産業保健総合支援センターや地域産業保健センターでは受け付けておりませんので、ご注意ください。

Q 3 - 0 2 本助成金の交付決定を受ける前に産業保健サービスを提供する事業者と契約を締結してもよいでしょうか。

A3-02 交付決定前に契約をすることに制限はありませんが、本助成金の対象となるのは、交付決定後から事業実施予定期間において提供された産業保健サービスの費用のみとなりますのでご注意ください。。

Q3-03 申請団体等の構成事業主などが申請団体等の代理として契約を行った場合や支払を行った場合、助成金の交付対象となりますか。

A3-03 申請団体等が傘下の構成事業主に対してサービスの提供を行った場合に助成の対象となるため、申請団体等が直接契約を行っていない場合や傘下の構成事業主が支払いを行った場合、領収書、費用の振込記録等により、客観的に事業の実施に要した費用が確認できないため、認められません。

Q3-04 交付申請の段階で添付が必要な見積書について、様式や内容の指定はありますか。

A3-04 様式の指定は特にありませんが、①産業保健サービス提供者（医師、保健師等の産業保健スタッフ又は産業保健サービスを提供する事業者名）、②申請団体等の名称、③見積りを実施した日、④内訳が明確に分かるようにしてください。
内容については、「保健指導一式」「治療と仕事の両立支援業務一式」など大まかな見積りではなく、交付対象となる謝金、旅費、会議費、印刷製本費などについて、それぞれ、内容、数量、単価、金額などが明確に記載されているものとしてください。

Q3-05 助成金の申請金額の算定に当たり、算出の基礎とする「総事業費の合計」は、消費税込みの金額を記載するのですか。

A3-05 消費税込みの金額を記載してください。

Q3-06 交付決定を受けるための申請書類を提出した後、機構における審査を経て、交付決定通知書を受け取るまでにどの程度かかりますか。

A3-06 交付決定の審査に当たって必要な書類等がすべて揃っている場合は、書類の提出からおおむね1か月以内に、通知書を発行します。ただし、必要とされる書類や記載事項に不備が認められた場合は、審査に必要な内容がすべて揃ってからおおむね1か月以内となります。

Q3-07 支給要領の第5条第2項の(5)で、交付申請書に添付することとされている書類のうち、「その他、機構が必要と認める書類」とは、具体的にどのような

書類を指すのでしょうか。

A 3-07 交付申請の際「労働者災害補償保険の適用事業主である」とされているにも関わらず労働保険適用事業場検索で確認できなかった場合に、労災保険の適用事業者であることが確認できる資料の提出を求めるなど、個別に審査を行うために必要なものについて、ご提出をお願いすることになります。

Q 3-08 産業保健サービス提供事業者に対して、費用を手形で支払い、それに基づく領収書の提出をもって事業実績報告することは認められますか。

A 3-08 費用の支出は、原則振込払とし、支給申請書に振込記録が分かる書類を添付してください。なお、クレジットカード、小切手、約束手形（支払手形）等による支払いで、支給申請日までに口座から引き落とされていない場合は、助成対象外となります。

Q 3-09 交付申請時に実施するとしていた産業保健サービスの一部を実際には行わなかったのですが、契約の関係で、見積もり時の額を全額支払いました。この費用は助成されるのでしょうか。

A 3-09 交付申請時よりも産業保健サービスが限定されて実施された場合、申請団体等が産業保健サービス提供事業者を支払った額に関わらず、実際に行った産業保健サービスに応じて、減額査定を行います。

なお、本件のように当初の事業計画を変更する場合は、「団体経由産業保健活動推進助成員事業実施計画変更申請書」（様式第5号）の提出が必要となります。

Q 3-10 本事業に係る支払について、いつまでに支払を行わなければいけないのですか。

A 3-10 助成対象となる費用は、事業実施予定期間内に実施した産業保健サービスに要したものになります。なお、費用の支出は原則振込払とし、支給申請日までに口座から引き落とされていない場合は、助成対象外となります。

Q 3-11 支給申請できる回数について、教えてください。

A 3-11 1申請団体等につき、年度ごとに1回限り申請できます。

Q 3-12 令和4年度の交付申請はいつまでに行えばいいですか。

A 3-12 令和4年度は、申請受付開始日から令和5年1月27日（当日消印有効）までに、機構 勤労者医療・産業保健部 産業保健業務指導課に交付申請書等を郵送により提出してください。郵送以外の提出は認められません。

なお、申請受付開始日前日以前の消印及び令和5年1月27日の翌日以降の消印の申請については、一切受理できませんのでご注意ください。

Q3-13 令和4年度の支給申請はいつまでに行えばいいですか。

A3-13 事業実施予定期間の終了日から起算してから30日以内または令和5年3月8日までのいずれか早い日（当日消印有効）までに、機構に支給申請書等を郵送により提出してください。こちらも交付申請と同様に、郵送以外の提出は認められません。

Q3-14 交付申請を提出する際、必要な経費の算出根拠を確認するため見積書を提出する必要がありますが、1社のみで見積書で構わないでしょうか。

A3-14 1社のみで見積で差し支えありません。

Q3-15 切手代や会議時の茶菓代等は交付申請時に見積書を提出することが困難であると一般的には考えられますが、どのような書類を提出したらよいですか。

A3-15 切手の単価は定額のため、発送数が適切に積算されているかを確認します。
また、会議時の茶菓代等は、コーヒー代やペットボトルのお茶代等が考えられ、会場利用料と併せて見積もりを取ることができる場合もあると考えますが、見積書を提出することが困難な場合には、適切な単価と個数により積算されているかを確認しますので、事業実施計画に適切な記載をいただくようお願いいたします。

4 事業計画変更の承認等について

Q4-01 交付決定内容の変更申請が必要な場合として、助成対象経費が変更になる場合のほかに、具体的にどのような場合がありますか。

A4-01 例えば、以下のようなものが挙げられます。なお、変更承認を受けずに事業内容を変更した場合、助成を受けられないことがありますので、十分に注意してください。

(例)

- ・傘下の構成事業主に提供する産業保健サービスの内容を変更した場合
- ・申請団体等の名称が変更された場合
- ・当初契約していた産業保健サービス提供事業者を変更する場合

Q 4 - 0 2 交付決定内容の変更申請は、助成対象事業の開始後であっても申請は可能ですか。

A 4 - 0 2 事業開始後の申請も可能です。ただし、変更する事業が開始される前に、変更部分について、機構の承認を受ける必要があります。

Q 4 - 0 3 交付決定を受けた事業の「中止」と「廃止」の違いを教えてください。

A 4 - 0 3 本助成金制度では、事業の「中止」とは、交付決定された内容に基づいた事業を再開することを前提に中断すること、「廃止」とは、交付決定された内容に基づいた事業を中断し、今後はその事業を行わないことを示すものとしています。

なお、一旦事業を「中止」し、再開する場合は、機構宛てに変更申請書を提出し、事業終了予定日などの変更について、承認を受ける必要があります。この際、事業終了予定日は、交付決定を受けた年度と同一年度内でなければならず、かつ、支給申請は支給要領第 14 条第 1 項に記載された期限（令和 4 年度の場合、令和 5 年 3 月 8 日）までに行う必要があります。

また、事業を廃止した場合は、途中まで事業を行った場合でも助成金の交付の対象とはなりません。

一部期間について助成対象となる活動を実施しており、当該活動費用について助成を希望する場合は、廃止申請書を提出するのではなく、活動期間の変更について、交付決定内容の変更申請書を提出し、変更について承認を受けることにより、実際に活動を行った期間に要した経費について助成を受けることは可能です。

Q 4 - 0 4 セミナー等を複数回開催する内容の事業実施計画を交付決定後、セミナー等の参加予定人数の変動により、会場の規模を拡大・縮小したい場合、会場費の変更が見込まれる度に変更申請を提出する必要がありますか。

A 4 - 0 4 事業内容に変更を生じるものではない場合や、経費配分の変更が経費使用の効率化に貢献するものであり、交付目的の達成に支障がないといった場合は、変更申請を要しない軽微な変更と取り扱いますので、その都度変更申請を提出する必要はありません。

ただし、事業費が増額され、交付決定額を超える金額の支給を受けたい場合は、変更申請が必要となります。

Q 4 - 0 5 交付決定後に経費の増額が見込まれる場合は変更申請が必要となりますか。

A 4 - 0 5 増額分を自己負担することを了解している場合は、変更申請は不要ですが、事業費が増額され、交付決定額を超える金額の支給を受けたい場合は、変更申請が必要となります。

ただし、上限額の 1,000,000 円を超えた助成を受けることはできません。

また、予算の範囲内で助成金事業を実施するため、申請の受付状況により変更が認められない場合があります。

5 その他

Q 5 - 0 1 助成対象となる産業保健サービスのうち、治療と仕事の両立支援行う対象となる傷病は何ですか。

A 5 - 0 1 がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝疾患、難病、肝炎、精神障害などの反復・継続して治療が必要となる傷病が対象となります。

Q 5 - 0 2 助成金に係る帳簿について、措置を講じた申請団体等を廃止した場合、帳簿等はどのように取り扱えばよいですか。

A 5 - 0 2 申請団体等を廃止した場合は、申請団体等の代表者（共同事業主については代表事業主）が、帳簿等を本助成金の支給を受けた翌年から起算して 5 年間保存してください。